

第 64 回人口・社会統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 30 日（月）9:57～12:39
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
（部 会 長） 白波瀬 佐和子
（委 員） 嶋崎 尚子、永瀬 伸子
（専 門 委 員） 齋藤 博、松原 由美
（審議協力者） 美添 泰人（青山学院大学経営学部プロジェクト教授）、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
（調査実施者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室：中村室長ほか
（事 務 局） 内閣府大臣官房統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議 題 「国民生活基礎調査の変更について」
- 5 概 要

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）における指摘事項及び統計委員会諮問第 45 号の答申（平成 25 年 1 月 25 日付け府統委第 7 号）（以下「前回答申」という。）における今後の課題（非標本誤差の縮小等に向けた取組）への対応状況について審議が行われた。その結果、一部の意見を受けて、厚生労働省において再度説明資料を整理し、次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

- (1) 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況（所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大）について
 - ・ 所得票及び貯蓄票について、現在の全国レベルと同等の結果精度を担保した都道府県別表章を行うためには、標本の大きさを大幅に増加しなければならず、予算の面から非現実的ではないか。調査事項を大幅に削減して 1 件当たりの調査負担を軽減することにより標本の大きさを増加させるという方法もあるが、そのような形で有用な調査結果が得られるか疑問である。
 - ・ 対応が困難であるとの結論はやむを得ないが、所得票の調査対象となっていない世帯についても、階級値でも良いので、世帯票で新たに所得を把握することについて、今後検討してほしい。
 - 世帯票に新たに所得を把握する事項を設けた場合、所得票の対象世帯は、所得について 2 回回答することとなるため、報告者負担が増加し、所得票の回収率の低下が懸念される。また、世帯票は約 8 割の回収率を確保しているが、所得を把握することによる回収率の低下も考えられる。
 - ・ 所得票の対象世帯とそれ以外の世帯に区分し、当該世帯によって 2 種類の世帯票（ショートフォーム（現行案ベースの調査票）、ロングフォーム（現行案ベースに所得階級の選択肢を設けて所得を把握する調査事項を追加した調査票））を用いて調査する方法が考えられる。報告者負担との関係で、なぜショートフォーム、ロングフォームによる実施が難しいのか。

→ 調査員が4月に調査地区内を巡回して単位区要図及び単位区別世帯名簿を作成し、厚生労働省は、この単位区に分割した情報を集めてから、所得票の対象単位区を抽出している。世帯票の配布時点では所得票の対象世帯が確定していないといったことから難しいと考えている。

- 本件課題への対応の1つとして、世帯票をショートフォーム、ロングフォームに分けて調査するという方法も考えられる中、なぜ対応することが困難なのか、調査スケジュール等も含め詳細に整理した資料を提出し、次回部会において丁寧に説明してほしい。

→ 困難な理由としては、報告者負担の増加に伴う回収率の低下が懸念されるほか、1つの調査から世帯票及び所得票の2つの所得分布の値が出るといった問題も考えられるが、調査スケジュールも含め資料を作成し、説明することとしたい。

- 予算が確保できなかったため試験調査の代替として、実査に携わる地方公共団体等に対するアンケート調査等を実施し、意見収集したものと理解するが、必要なデータは調査負担を伴っても把握することが必要であると考え。こういった中で、都道府県別表章に係る検討課題に対し、報告者に関する情報が把握できないアンケート調査結果等により標本規模の拡大は困難であると結論付けてよいのか疑問である。現場の声としては理解できるが、これについては慎重に検討すべきであり、次回部会においてより丁寧に説明してほしい。
- アンケート調査の実施に当たって試行的に作成した新調査票案では、調査項目について約35%削除しているが、どういう考えでどのような検討等を経て削除したのか。調査項目の削減については、本調査の統計利用者との関係もあり、有識者等による検討会等において議論するなど、慎重に検討すべきであると考え。

(2) 前回答申における今後の課題（非標本誤差の縮小等に向けた取組）への対応状況について

- 推計値の算定方法として、各調査票から得られた結果から、どのような推計方法等により統計を作成しているのか。事後層化して推定を行っているといった現在行っている具体的な推計方法等に係る情報を次回部会において提示し、説明してほしい。

→ 国勢調査からのデータは5年ごととなるため、総務省が毎年6月1日現在で公表している推計人口のデータを基に比推定を行なっている。

- 調査結果の分布に関して母集団情報をどれだけの確に反映しているかという観点から、平成22年国勢調査結果と推計値である本調査の平成22年調査結果と比べた場合、世帯数に差異が生じている理由について説明してほしい。
- 非標本誤差の縮小のための決定的かつ最も重要な方法は回収率を高めることであり、回収率向上策として調査員、郵送及びオンライン等様々な調査方法を併用することについては今後十分に検討していただきたい。しかし、試験調査が実施できなかったことを踏まえると、報告者の協力を得るために、本調査結果が施策等に役立っていることを説明していくなど、これまでの地道な努力を進めていくことが重要ではないかと考える。
- 先進的な調査結果の補正方法として「傾向スコア」に関する研究の取組を行ったことは評価できるが、これ以外にも欠測値の補完なども実施しているのではないかと。こういった既に実施している推計や補完の方法に係る情報を公開し、その上で更に改善する方法があれば意見を聞くといった姿勢で取り組むことが必要ではないかと。
- 本調査の調査設計について、集落抽出に関するサンプリング方法も含めてどのようなになっているのか。また、どのような考え方により推計値を算定しているのか。本調査に対する信頼性を確保する上でも、このような集落抽出や推計方法等に関する情報について分かり易く

整理し、厚生労働省のウェブページ上に公開する必要があるのではないか。

→ ウェブページにおける提供情報の充実については、今後検討していきたい。

- ・ なぜ回収不能となったのか、どのような世帯が回収不能となったのかといった情報を調査員に記録してもらい把握するといった取組が必要ではないか。未回収世帯に係る「欠票情報」の把握^(注)はとても重要であり、今後の回収率向上に向けた方策を検討する上で有用な情報が得られるものと考えており、このような取組を検討することが必要ではないか。

(注)「欠票情報」は、欠票理由として考えられる①死亡、②転居、③住所不明、④長期不在(入院・入所等)、⑤長期不在(入院・入所等以外)、⑥一時不在、⑦拒否、⑧面接不能等の事由をあらかじめ「単位別世帯名簿」上に一覧的な形で記載し、調査員は該当する番号を「単位別世帯名簿」中の所定の欄に記載する形とするなど、調査員にあまり負担をかけないで把握する方法が考えられる。

- ・ そもそも接触することが困難な若年層について、郵送回収の導入により、若年層の回収率がどれほど改善することを見込んでいるのか。
→ 郵送回収の導入は、あくまで従来の調査員調査を基本とし、更なる回収率の上積みを図ることを目的として試行的に行うこととしているため、どのくらい回収率の向上につながるかは実施してみないと分からない。このため、今回調査の大規模調査からではなく、平成29年以降の簡易調査から試行的に導入し、導入効果等について検証の上、更に検討を進めることを考えている。
- ・ 非標本誤差の縮小を図る観点から、面接不能世帯を対象に郵送回収を導入する方向で検討することであるが、簡単な問題ではないと思う。郵送回収を導入すれば、本当に若年層の回収率が向上するのか疑問である。若年層に対しては、郵送回収よりむしろスマートフォンの方が回答を期待できるのではないか。郵送回収しても調査票の記入内容の正確性が確保されないおそれもある中、具体的にどのような実効性のある取組を考えているのか。
- ・ オンライン調査の導入については、今の本調査の実施方法ではシステム化になじまない、費用対効果の観点から導入が難しいとしているが、中長期的には検討していくことになることが想定される中、今後、導入が可能となる上で必要な環境整備や事項等について検討していくといった姿勢が必要ではないか。
- ・ 欠測値の補完について、調査実施者の回答では、前回諮問時における部会での議論を踏まえ、府省横断的な議論を待つとのスタンスとなっている。しかしながら、その趣旨は、府省間での全体的な合意形成がなされるのを待って調査実施者が対応することを想定したものではなく、関係府省が集まって、積極的に検討材料や情報を提示してもらいつつ、検討することを求めているものと理解している。このような観点からみると、今回の説明内容では不十分であり、もっと積極的に関与していく姿勢を示すべきではないか。

6 次回予定

次回部会は、平成27年12月18日(金)16時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。